

春日部市病院事業管理規程第 8 号

春日部市病院事業管理規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和 8 年 9 月 28 日

春日部市病院事業管理者 三宅 洋

春日部市病院事業管理規程の一部を改正する規程

春日部市病院事業管理規程（平成20年病院事業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の号（以下「改正後の号」という。）に対応する改正前の欄の号が存在しない場合にあっては、当該改正後の号を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後	改正前																																																								
(組織) 第8条 2 (1) 情報管理室 情報管理担当 <u>病歴担当</u> <u>健診センター準備室</u> (職の設置) 第9条 2 <table border="1"> <tr> <th>部名</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>医療部</td><td>診療部門</td></tr> <tr> <td></td><td>診療統括部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 部長 医長</td></tr> <tr> <td></td><td>センター長</td></tr> <tr> <td></td><td>中央診療部門</td></tr> <tr> <td></td><td>中央診療部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 科長</td></tr> <tr> <td></td><td>薬剤部門</td></tr> <tr> <td></td><td>薬剤部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 科長</td></tr> <tr> <td></td><td>情報管理室</td></tr> <tr> <td></td><td>室長</td></tr> <tr> <td></td><td>健診センター準備室</td></tr> <tr> <td></td><td>室長</td></tr> </table> (業務分掌) 第14条 情報管理室 健診センター準備室 (1) 健診センターの開設準備に関するこ	部名	職名	医療部	診療部門		診療統括部長		科 部長 医長		センター長		中央診療部門		中央診療部長		科 科長		薬剤部門		薬剤部長		科 科長		情報管理室		室長		健診センター準備室		室長	(組織) 第8条 2 (1) 情報管理室 情報管理担当 <u>病歴担当</u> (職の設置) 第9条 2 <table border="1"> <tr> <th>部名</th><th>職名</th></tr> <tr> <td>医療部</td><td>診療部門</td></tr> <tr> <td></td><td>診療統括部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 部長 医長</td></tr> <tr> <td></td><td>センター長</td></tr> <tr> <td></td><td>中央診療部門</td></tr> <tr> <td></td><td>中央診療部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 科長</td></tr> <tr> <td></td><td>薬剤部門</td></tr> <tr> <td></td><td>薬剤部長</td></tr> <tr> <td></td><td>科 科長</td></tr> <tr> <td></td><td>情報管理室</td></tr> <tr> <td></td><td>室長</td></tr> </table> (業務分掌) 第14条 情報管理室	部名	職名	医療部	診療部門		診療統括部長		科 部長 医長		センター長		中央診療部門		中央診療部長		科 科長		薬剤部門		薬剤部長		科 科長		情報管理室		室長
部名	職名																																																								
医療部	診療部門																																																								
	診療統括部長																																																								
	科 部長 医長																																																								
	センター長																																																								
	中央診療部門																																																								
	中央診療部長																																																								
	科 科長																																																								
	薬剤部門																																																								
	薬剤部長																																																								
	科 科長																																																								
	情報管理室																																																								
	室長																																																								
	健診センター準備室																																																								
	室長																																																								
部名	職名																																																								
医療部	診療部門																																																								
	診療統括部長																																																								
	科 部長 医長																																																								
	センター長																																																								
	中央診療部門																																																								
	中央診療部長																																																								
	科 科長																																																								
	薬剤部門																																																								
	薬剤部長																																																								
	科 科長																																																								
	情報管理室																																																								
	室長																																																								

と。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。